

労務通信

2019.11月号

来年1月からハローワーク求人票が変わります！



◆ハローワークで求人する企業が再び増えている

ハローワークに登録した求人情報は、5年前から職業紹介事業を行う地方自治体や民間事業者にも、オンラインで提供されています。近年では、求職者が求人情報専門の検索サイト Indeed 等を利用して、多くの情報の中からより求める条件に合致する企業を選んで応募するようになってきました。ハローワークがオンライン提供する求人情報は、こうしたサイトでもヒットする可能性があることから、ハローワークを通じた求人が見直されつつあります。

◆「人材確保対策コーナー」での求人相談も人気

厚生労働省では、2018年4月より全国84のハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、介護・医療・保育の福祉人材分野と警備業、運輸業、建設業などの業種のマッチング支援を強化するため、専門相談員を配置しています。求職者にも担当者がついて企業見学会や就職面接会などを実施しているため、求職者と密に接点を持つことができ、利用が増えているようです。

◆新しい求人票ではより多くの情報を掲載できるようになる

そうしたなか、ハローワークのシステムと求人票の様式が新しくなります。A4判片面から両面となり、固定残業代制度、職務給制度や復職制度の有無のほか、残業・休日労働に関する労使協定（36協定）で、繁忙期等により長い労働時間を設定する特別条項を定めているかなど、登録する項目が追加されます。また、会社や職場の写真、面接会場の地図や取扱商品の写真など、画像情報も登録できるようになるため、より内容を工夫できるようになります。

◆「マイページ」で求職者とも直接やり取りできるようになる

新しいハローワークインターネットサービスでは、会社が「マイページ」を設けて、担当者が会社のパソコンで、求人内容を変更したり募集停止をしたりすることができるようになります。また、求職者もマイページに登録している場合には、メッセージ機能を使って直接やり取りができるようになるため、求職者からの質問等によりきめ細かな対応ができ、安心感を持ってもらえるようになります。

新サービスの運用は2020年1月6日からで、既に求人票を登録済みの会社も、情報を追加登録することができますので、なかなか応募が来ないと悩んでいる場合には、追加登録を検討してみてもいいでしょうか。

労務の基礎知識

◆36（サブロク）協定、締結していますか？

2019年4月より、36協定で定める時間外労働に、罰則付きの上限が設けられました。中業企業については2020年4月から適用されます。中小企業へ適用される施行日まで半年を切りました。法改正に伴い様式も変更しておりますので、早めのご準備をお願いいたします。36協定の適正な締結のために、今一度知識の整理をしてみましょう。

◎36協定の締結はどういう場合に必要なの？

☞ 時間外労働（残業）をさせる場合に必要です。

※法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える時間外労働や休日労働を行わせるためには、所轄労働基準監督署への届出が必要です。

◎法改正後の上限規制とは具体的に？

☞ 時間外労働の上限（限度時間）は、月45時間・年間360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができません。

◎36協定の締結当事者は？

☞ 事業主と労働者の過半数で組織する労働組合（労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）

※書面による協定を締結しなければなりません。

★過半数代表者の要件と選出のためのポイント

- ☑ 正社員だけでなく、パート・アルバイトなどすべての労働者の過半数を代表している必要があります。
- ☑ 選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続（投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議）がとられている必要があります。
- ☑ 経営者と一体的な立場にある管理監督者でない者を選出する必要があります。

◎36協定締結後はどうすればよいのか？

☞ 締結した36協定は労働者に周知しなければなりません。

※周知しなかった場合、労働基準法第106条違反（30万円以下の罰金）となります。

<周知の具体例>

- ・ 常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
- ・ 書面を労働者に交付する
- ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する